

安芸市告示第 178 号

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

安芸市認定こども園新築工事設計委託業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 25 日

安芸市長 西内 直彦

1 業務の概要

(1) 業務名

安芸市認定こども園新築工事設計委託業務

(2) 業務の目的及び内容

安芸市土居に位置する安芸市認定こども園は、津波浸水想定区域内の立地や著しい老朽化、児童数の減少も含め課題となっている保育所を、安全・安心を第一に豊かな人間関係の形成及び社会性を身につけるための、充実した教育・保育環境への統合整備を目的とし、業務を行うものである。

(3) 業務日数

140 日（予定）

(4) 見積限度額

64,284,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2 プロポーザル方式採用理由

業務に対する専門知識及び意欲、実績、技術的能力を勘案するため、プロポーザル方式により業務委託者を選定する。

3 実施方式

公募型

4 審査委員会の設置

別添に定める「安芸市認定こども園新築工事設計委託業務プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、審査委員会を設置する。

5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を決定する。

選定後は、候補者と市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うこととなる。

6 参加要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

参加申込書等の提出期限の日から契約締結までの間に、安芸市から指名停止等の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

- (4) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 1 号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- (5) 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

7 参加条件

- (1) 県内の単体事業者又は県外事業者と県内事業者（県内に主たる営業所を有する事業者をいう。）の 2 者で構成する設計共同企業体（以下、「設計 J V」という。）で、必ず同業種の業務実績が 1 件以上ある事業所とする。参加にあたっては、参加申込書等を提出すること。
- (2) 設計 J Vで参加申込書等を提出する場合は、構成員すべてが「6 参加要件」を全て満たしていること。また、設計 J Vの構成員は、単体事業及び他の設計 J Vの構成員として参加申込書等の提出はできないものとする。
- (3) 管理技術者は、参加申込書等を提出した者と直接的な雇用関係にあること。
- (4) 管理技術者は、一級建築士とし、かつ実務経験年数が 10 年以上あること。

8 募集内容

別添に定める「安芸市認定こども園新築工事設計委託業務プロポーザル実施要領」に基づき、以下の書類を安芸市福祉事務所保育係へ提出すること。

- (1) 参加申込書（別紙様式第 1）
- (2) 設計事務所の概要（別紙様式第 2）
- (3) 設計事務所の主要業務実績（別紙様式第 3）
- (4) 管理技術者の業務実績等（別紙様式第 4）

参加資格審査後、合格者のみ

- (5) 企画提案書（任意様式）
- (6) 見積書（別紙様式第 5）

9 審査方法

別途定める「安芸市認定こども園新築工事設計委託業務プロポーザル審査要領」のとおり。

10 日程

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年 9月 25日 (金) |
| (2) 質疑締切 | 令和8年 10月 5日 (月) 15時 必着 |
| (3) 参加申込書等提出締切 | 令和8年 10月 13日 (火) 15時 必着 |
| (4) 企画提案書提出締切 | 令和8年 10月 22日 (木) 12時 必着 |
| (5) 審査委員会 (プレゼンテーション) | 令和8年 10月 28日 (水)
10月 29日 (木) 予備日 |
| (6) 審査結果通知 | 令和8年 11月 6日 (金) |

11 質疑と回答

- (1) 提出方法：質問書（別紙様式第6）を持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX 又は電子メールで提出すること。（ただし、FAX 又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。TEL：0887-37-9452）
- (2) 提出期限：令和8年 10月 5日 (月) 15時 必着
- (3) 提出先：〒784-8501 安芸市土居 82 番地 1 安芸市福祉事務所保育係
E-mail：hoiku@city.aki.lg.jp
FAX：0887-35-1028
- (4) 質問に対する回答は、令和8年 10月 8日 (木) までに安芸市公式ホームページに掲載する。

12 参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式第1）に関係書類を添えて申し込むこと。

- (1) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）
- (2) 提出期限：令和8年 10月 13日 (火) 15時
- (3) 提出先：「11-（3）提出先」と同じ。
- (4) 提出書類：参加申込書他
- (5) 資格要件の確認は、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類で行う。資格要件の確認結果は、令和8年 10月 15日 (木) までに電子メールにて通知する。

13 企画提案書の作成方法

別途定める「安芸市認定こども園新築工事設計委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

14 審査結果の通知と公表

審査結果は、令和8年 11月 6日 (金) までに、すべての参加者に通知するとともに、市ホームページにて公表する。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。

- (2) 提出された書類は、提出した者の承諾なしにこのプロポーザル審査以外には使用しない。
- (3) 提出された企画提案書は、安芸市情報公開条例（平成 11 年条例第 2 号）に基づく公開請求があった場合には原則公開する。なお、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第 7 条第 1 項第 3 号の規定により非公開となるので、提出書類の該当部分と非公開とする具体的な理由を情報公開を希望しない届出書（別紙様式第 7）により事前に提出しておくこと。
- 公開・非公開の判断は、具体的な理由を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断する。

16 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書を安芸市が受理した後は、追加及び修正はできない。
- (3) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退願（様式自由）を提出すること。
- (4) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。
- (5) 次の各号に該当した場合、参加者は失格とする。
- ①提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合
 - ③安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) 企画提案書の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が受託者から了承を得て、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

17 問合せ先

「11-（3）提出先」と同じ （担当：中川、楠瀬）